

小規模事業場向け有機性排水処理技術実証試験要領の見直しについて（案）

「拡大ワーキンググループの実施報告」の要望・意見等から試験要領の見直しとして検討の必要な事項等を以下に示す。

主な意見・指摘	見直しの方向（案）	実証試験要領における対応箇所
<p>①試験期間の短縮について</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物処理の場合、最低3ヶ月間の試験期間が望ましいとされているが、汚濁負荷が安定していると確認できる場合、試験期間をさらに短縮し、定期試験回数を削減できるよう検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験期間については、生物学的処理及びハイブリッド処理の技術については、生物活性が十分に馴養した後最低連続3ヶ月間、物理化学的処理の技術に関して最低3ヶ月間または流入水のすべてのパターンを含む期間行うことが望ましいとされている。また、その期間内で動作不良や操業停止期間が全体の10%を超えてはならないとされている。 実証試験場所における長期の汚濁負荷変動が小さいことが確認できる場合には、試験期間を短縮することが可能と考えられる。 技術実証委員会等で汚濁負荷が安定していることが確認された場合には、実証機関において試験期間の短縮が可能になるようにする。 	<p>P16, 17</p>
<p>②定期試験の省略（又は回数の削減）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に稼動済みの実証対象機器で、汚濁負荷が安定している場合には、定期試験の回数を削減して、手数料負担を軽くすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期の水質試験については、1日の操業時間内に3回の試料採取をし、定期的に10回（生物学的処理）あるいは5回（物理化学的処理）実施することになっている。 実証試験場所での汚濁負荷変動が小さいことが確認できる場合には、定期試験を省略（又は試験回数の削減）することが可能と考えられる。 技術実証委員会等で汚濁負荷が安定していることが確認された場合には、実証機関において定期試験の省略等が可能になるようにする。 	<p>P20</p>
<p>③実証試験の検査方法、分析方法の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> 採水を行う場合に実際の実証試験場所では、流入変動が激しいが調整タンクを設置できない、調理の妨害となるため採水毎に厨房に入ることが出来ない、などの問題がある。 実証試験や、その検査方法が実証試験要領に見合わないときの対応方法を定めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 実証試験の検査方法、分析方法については、実証試験要領 付録0の中で、以下の通り記載されている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>4. 技術的要求事項</p> <p>(3) 試験方法及び方法の妥当性確認</p> <p>.....</p> <p>実証試験要領に使用すべき方法が指定されていない場合、当該組織は、国際規格、地域規格若しくは国家規格、科学文献等に公表されている適切な方法、または設備の製造者が指定する方法のいずれかを選定する。規格に規定された方法に含まれない方法を使用する必要がある場合、これらの方法は、実証申請者の同意に基づいて採用し、使用前に適切な妥当性確認を行うこと。妥当性確認とは、意図する特定の用途に対して要求事項が満たされていることを調査によって確認すること。</p> </div>	

	<p>とである。この妥当性確認は、技術実証委員会による検討及び承認によって行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現要領においても検査方法、分析方法については、技術実証委員会による検討及び承認によって、適切な方法に変更することができることとなっている。 	
<p>④既存データを利用した実証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証試験においては、実証を行うことを基本としているため、既存データで代用することは認められていない（本年度から実施されている「ヒートアイランド対策技術分野 オフィス、住宅等から発生する人工排熱低減技術（IT機器等グリーン化技術）」の実証試験要領において、試験的に既存データによる実証が導入されているが、現在のところ実績はない。）。 ・既存のデータについて妥当性が確認できれば、一部活用することにより手数料負担が軽減される可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得された試験結果データを一部活用することについて、実証方法の選択肢として可能とするか。（ただし、既存データの活用にあたっては、実証機関によるある程度の確認試験が必要か。） ・取得された試験結果データが既存データとして活用可能とするための条件としては、以下の点が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> *技術開発者が所有している試験結果データが、環境技術実証事業の実施要領（第5章 2. 実証機関選定の観点）の中で実証機関に求める要件と同等の要件を満たす試験機関において行われたものであること。あるいは、第三者機関（環境計量事業所など）により行われたものであること。 *取得された試験結果データが、本要領内で規定するものと同等の試験条件に従って試験を行っていること。 ・一定条件で取得された試験結果データの妥当性が、技術実証委員会の助言のもと、実証機関において確認できる場合に、既存データとしての活用を可能となるようにする。（ただし、確認試験も行う必要があるか。） 	P28
<p>⑤試験結果報告書への実証試験場所所有者によるインタビュー、専門家によるアドバイス、考察等の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験結果に専門家による実証試験場所所有者によるインタビュー、アドバイスや考察、試験後の追跡等の内容を含むことが、実証のメリットとして重要であると指摘された。 ・インタビュー等、測定以外の方法で得られるすべてのデータについて、データの使用限度が検討されなければならないとされている。また、実施された試験結果については、実証試験要領に基づき、正確に、明確に、あいまいでなく客観的に報告することとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の試験結果概要版の参考情報欄には、現要領においても、所有者のインタビュー等を掲載することは可能である。 ・専門家による試験条件に関する補足的なアドバイスなどについては、現在の試験結果概要版（例：定性的所見、その他 など）に記載している例がある。 	P24 P42-44